

## ○阿南市こどもの医療費の助成に関する条例

昭和48年3月31日

阿南市条例第2号

改正 平成5年9月24日条例第32号  
平成6年10月1日条例第44号  
平成7年3月24日条例第19号  
平成9年6月24日条例第18号  
平成11年12月21日条例第28号  
平成13年3月23日条例第8号  
平成14年12月27日条例第43号  
平成16年3月29日条例第6号  
平成17年12月27日条例第70号  
平成18年6月30日条例第43号  
平成18年9月22日条例第54号  
平成22年12月22日条例第26号  
平成24年9月28日条例第33号  
平成24年12月25日条例第44号  
平成28年3月29日条例第17号

### (目的)

第1条 この条例は、こどもに係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「こども」とは、出生の日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）その他規則で定める法令をいう。

5 この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定に基づき国又は地方公共団体が負担する育成医療その他規則で定める医療に関する給付をいう。

### (助成を受ける資格)

第3条 次条第1項に規定するこどもの医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者又はその被扶養者であるこどもで、市の区域内に住所を有するものの保護者とする。

### (医療費の助成)

第4条 市は、こどもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することになる費用から、医療保険各法の規定による附加給付金等を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、こどもの医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について小児特定疾患医療給付等国又は地方公共団体の負担により医療に関する給付が行われたときは、当該医療に関する給付が行われた限度において、こどもの医療費は、支給しない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法並びに入院時食事療養費に係る食事療養の費用、保険外併用療養費に係る療養の費用、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の方法)

第5条 市は、こどもが健保法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、保険薬局その他の規則で定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、こどもの医療費として助成すべき額の限度において、助成対象者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し、こどもの医療費の支給があったものとみなす。

3 市は、第1項の規定により、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を徳島県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、助成対象者が当該こどもに係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、こどもの医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したこどもの医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(医療費の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段によりこどもの医療費の支給を受けた者に対し、当該こどもの医療費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 こどもの医療費の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(那賀郡那賀川町及び同郡羽ノ浦町の編入に伴う経過措置)

2 第4条第1項に規定する乳幼児医療費について、編入前の那賀川町乳幼児医療費の助

成に関する条例（昭和48年那賀川町条例第2号）又は羽ノ浦町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成9年羽ノ浦町条例第14号）の規定による助成対象者が那賀郡那賀川町及び同郡羽ノ浦町の編入の日前に保険医療機関等で医療を受けたときは、これを当該助成対象者に支給し、又は当該助成対象者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

附 則（平成5年9月24日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年10月1日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月24日条例第19号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月24日条例第18号）

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成11年12月21日条例第28号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第8号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿南市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成16年3月29日条例第6号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第70号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年6月30日条例第43号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月22日条例第54号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日条例第26号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第33号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第44号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第17号）

この条例は、平成28年7月1日から施行する。